

I C A原則と「社会的経済」の流れ

——労協法の歴史的背景——

富 沢 賢 治 (東京都／一橋大学教授)

I. 協同組合とはなにか

——協同組合法の基礎

協同組合には農協、漁協、生協など各種の協同組合が存在する。多くの国では、これらの協同組合はすべて協同組合法という単一の法律で規定されている。協同組合法は協同組合に共通する基準を定め、たうえで、各種の協同組合について規定している。日本の協同組合法制においては、農協は農業協同組合法、生協は消費生活協同組合法というように、いくつもの別々の法律が制定されている。しかも、それぞれの協同組合法が各種協同組合ごとに複雑な規制を加えている。協同組合運動全体の発展という見地からすると、単一の協同組合法をつくり、そのもとで各種の協同組合が相互に連携をとりながら自由に活動しうるような法制度が望ましい。

このような協同組合法を実現させるためには、その前提として、協同組合運動全体としての共通要求をつくりあげることが必要である。そのためには、実践上の問題として、①協同組合間協同の拡大強化と、②日本協同組合連絡協議会(J J C)の組織としての強化、とりわけ調整機能の強化が望まれる。

このような問題点を抱えているとはいえ、すでに各種の協同組合法が存在している日本の現実的条件を考慮するとき、あらたに労働者協同組合法を制定することが緊急の課題となっている。

労働者協同組合の法制化にあたって必要とされることは、労働者協同組合の定義とその内容をなす協同組合の基本理念である。

労働者協同組合は従業員が所有し管理する協同組合である。これが労働者協同組合のもっとも簡明な定義である。では、協同組合とはなにか。労

働者協同組合を理解するためには、協同組合とはなにかという点がまずもって明かにされなければならない。

この問題に関しては現在、国際協同組合同盟(I C A)が「協同組合のアイデンティティに関する声明」を作成中である。協同組合原則の歴史を振り返って見よう。

1844年に設立されたロッヂデール公正先駆者組合はそのすぐれた協同組合原則のために発展していった。1937年にI C Aが採択した協同組合原則はこのロッヂデール原則を基礎とするものであった。しかし原則は不変のものでなく、時代の変化を鋭敏に取り込んだものでなくてはならない。1966年に国際協同組合同盟はこの37年原則を改訂し、その時代に即した新しい協同組合原則を確定した。

これが現行の原則である。それは、①加入の自由、②民主的管理、③出資金利子制限、④剰余金の配分基準、⑤教育促進、⑥協同組合間協同、という6原則からなっている。

66年に新たに付加されたのは協同組合間協同という原則である。この新原則は、巨大企業、多国籍企業の市場支配という状況下で協同組合運動を発展させるためには不可欠な原則であった。その意味でこの原則は「20世紀後半を象徴する原則」とも称されている。では、21世紀をむかえる今日の時点で新たに必要とされる原則はどのようなものであろうか。

I C Aの原則改訂案(理事会案、1995年5月)を検討することにしよう。

「協同組合のアイデンティティに関する宣言」と題するこの改訂案においては、原則についての記述だけでなく、そのままに協同組合の定義と価値についての記述が付加されている。

協同組合はつぎのように定義されている。「協同組合は、共同で所有され民主的に管理される事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと切望をみとすために、自発的に結集した人びとの自主的な組織である。」

協同組合の価値についてはつぎのように述べられている。「協同組合は、自助、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信じる。」

協同組合原則に関しては、現行の6原則の内容が若干修正され5原則に集約され、新たにつぎの2原則が付加されている。

「自治と自立。協同組合は組合員が管理する自治的、自助的な組織である。政府を含む他の組織と取決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、協同組合は、組合員の民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件において行う。」

「コミュニティへの関与。協同組合は、組合員のニーズと願いに焦点を合わせながら、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。」

この2原則が今日の協同組合を律する基本原則としても意義はまことに大きい。すなわち、現行の原則がどちらかといえば協同組合の内部に目をむけた内向きの原則であるのに対して、新原則案では、地域社会の発展のために活動する住民の自立的な組織として、協同組合の社会的ポジションが明確にされているのである。その意味で、「協同組合間協同」が「20世紀後半を象徴する原則」であるとすれば、この2原則は「21世紀前半を象徴する原則」と評価してもさしつかえなからう。

II. 協同組合運動の新動向

——社会的経済セクターの拡大強化

「地域社会の発展のために活動する自立的な組織」という新原則の規定は、現実の協同組合運動の新動向を反映したものである。今日の国際的な協同組合運動の特徴は、地域社会の発展をめざして、住民による経済活動の組織化、各種の協同組織のネットワーク化をすすめるという運動方針を

強調するところに見られる。このような運動方針の確定の契機をなしたのは、モンドラゴン協同組合の実践などに見られる世界各地の労働者協同組合運動である。この運動方針は今日、西欧では「社会的経済セクターの拡大強化」として表現されている。そして運動の結果として、欧州連合(EU)も社会的経済セクターに対する援助を政策課題とし、そのための法制度を整備しようとしている。

1. EUレベルにおける労働者協同組合運動

労働者協同組合及び社会的経済に関わる法律としては、現在、ヨーロッパ協同組合法案、ヨーロッパ共済組合法案、ヨーロッパ・アソシエーション法案が審議されている。

イタリアの労働者協同組合が活用しているコンソーシアムという形態は、協同組合間協同を強化するうえで有効な手段である。コンソーシアムは特定の契約を締結するための連合機関である。コンソーシアムは非営利組織と認定されているので、その設立にあたっては国家、地方自治体の財政援助を受けることができる。

ICA(国際協同組合同盟)はEC地域に約5千万人のメンバーを有している。CICOPA(労働者生産協同組合委員会)は、ICAにある農協、生協、漁協など14の専門機構のうちの一つであり、そのヨーロッパ地域委員会としてCECOP(労働者協同組合ヨーロッパ委員会)がある。1991年現在でEU12カ国の労働者協同組合数は49,525、従業員数は688,040人である。

2. 社会的経済セクターの拡大強化

欧州統合の進展とあいまって西欧の労働者協同組合運動の国際化が進行している。そのさい運動の基本的理念とされているのは「社会的経済」である。したがって、今日の西欧の労働者協同組合運動の特質を理解するためには社会的経済というコンセプトの理解が不可欠となっている(社会的経済については、富沢賢治「『社会的経済』解題」、J. ドゥフルニ・J. L. モンソン編著『社会的経済』、日本経済評論社、1995年、所収、を参照さ

りたい)。

Ⅲ. 運動の制度的背景

西欧の労働者協同組合運動の制度的背景としてとりわけ重要であるのは、社会的経済に関するEUの政策と制度である(詳しくは、富沢賢治「EUのエコノミ・ソシアル理解」『経済研究』46巻2号、1995年4月、参照)。

1. 社会的経済に関する欧州委員会の基本認識

1989年にEC委員会は第23総局「企業政策・流通取引・観光・協同組合」の第4部局として「社会的経済」部局を設立した。

89年のEC委員会の文書によると、社会的経済についてのEC委員会の認識は次のようである。

社会的経済の組織は、社会的目的をもった自立組織であり、連帯と一人一票制を基礎とするメンバー参加を基本的な原則としている。一般的に、これらの組織は協同組合、共済組合あるいは非営利組織という法的形態をとっている。

これまでの歴史において社会的経済組織は社会変化に対する適応能力を示してきた。例えば、社会保険、年金などの相互扶助制度をつくり、今日の社会保障制度の基礎を築いたのはこれらの組織であった。

すでにEC加盟のいくつかの国が社会的経済組織を援助する措置を講じているが、ECとしてはとくにつぎの2つの方向で種々の援助措置をとる

こととする。

① ECは他の形態の企業が利用できる援助措置(情報提供、財政援助、職業訓練への援助など)を社会的経済組織にも提供し、それらの組織がヨーロッパ統合市場から利益を得られるようにする。EC参加国の国内法がそれを阻害する場合は、その改正に努める。② 社会的経済組織がヨーロッパ統合市場との関連についての検討を推進しうるような措置をECとしても講じる。

2. 欧州委員会の行動計画

94年2月に欧州委員会は、社会的経済組織を援助するための3ヵ年計画を策定した。それは上述の①と②とを主要内容としている。なお、この行動計画書においては、下記の原則を強調するところに社会的経済組織の特質がある、とされている。

①資本よりも人間を優先させる、②教育による人間発達を重視する、③自由意思による結合、④民主的運営、⑤自律と市民権を重視する。

Ⅳ. 歴史的意義

労働者協同組合運動は、生命・労働・地域の再生をめざす現代のルネッサンス運動である。運動主体としては、この運動が社会的認知を得るよう努力する必要がある。そのような努力の一つの具体的な現れが労働者協同組合法制化をめざす運動である。

